

聖籠町地域防災計画

津波災害対策編

平成26年3月

聖籠町防災会議

津波災害対策編

第1章 災害予防	1
第1節 防災教育・訓練計画	1
第2節 自主防災組織育成計画	3
第3節 防災まちづくり計画の推進	5
第4節 建築物等災害予防計画	7
第5節 道路・港湾施設等の災害予防計画	7
第6節 河川・海岸災害予防計画	7
第7節 農地・農業用施設等の災害予防計画	7
第8節 防災通信施設災害予防計画	7
第9節 上水道施設の災害予防計画	7
第10節 下水道施設の災害予防計画	7
第11節 危険物等施設災害予防計画	7
第12節 津波災害予防計画	8
第13節 火災予防計画	12
第14節 廃棄物処理体制の整備	12
第15節 救急・救助体制の整備計画	12
第16節 医療救護体制の整備計画	12
第17節 避難体制の整備計画	13
第18節 要配慮者安全確保計画	15
第19節 食料・生活必需品確保計画	15
第20節 学校・文教施設における災害予防計画	15
第21節 ボランティア受入れ体制の整備計画	15
第2章 災害応急対策	17
第1節 災害対策本部等の組織・運営計画	17
第2節 職員の配置及び動員計画	18
第3節 自主防災組織による応急対策計画	19
第4節 防災関係機関の相互協力体制	19
第5節 災害時の通信確保	19
第6節 被災状況等情報収集伝達計画	19
第7節 広報計画	19
第8節 津波避難計画	20
第9節 津波災害応急対策	27

第10節	住民等避難計画	29
第11節	避難所運営計画	29
第12節	避難所外避難者の支援計画	29
第13節	自衛隊の災害派遣計画	29
第14節	輸送計画	29
第15節	交通計画	29
第16節	消火活動計画	29
第17節	水防計画	29
第18節	救急・救助活動計画	29
第19節	医療救護活動計画	30
第20節	防疫及び保健衛生計画	30
第21節	こころのケア対策計画	30
第22節	廃棄物処理計画	30
第23節	トイレ対策計画	30
第24節	入浴対策計画	30
第25節	食料供給計画	30
第26節	生活必需品等供給計画	30
第27節	要配慮者の応急対策	30
第28節	学校・文教施設における災害応急対策	31
第29節	障害物除去計画	31
第30節	遺体の捜索・処理・埋葬計画	31
第31節	愛玩動物の保護対策	31
第32節	公衆通信施設応急対策	31
第33節	電力供給施設応急対策	31
第34節	ガスの安全、供給対策	31
第35節	給水・上水道施設応急対策	31
第36節	下水道施設応急対策	31
第37節	危険物等施設応急対策	32
第38節	道路・港湾施設の応急対策	32
第39節	河川施設の応急対策	32
第40節	農地・農業用施設等の応急対策	32
第41節	農林水産業応急対策	32
第42節	応急住宅対策	32
第43節	ボランティア受入れ計画	32
第44節	義援金品の受入れ、配分計画	32

第45節	災害救助法の適用計画	32
第3章	災害復旧・復興	33
第1節	民生安定化対策	33
第2節	融資・貸付その他資金等による支援計画	33
第3節	公共施設等災害復旧対策	33
第4節	災害復興対策	33

第1章 災害予防

第1節 防災教育・訓練計画

第1 計画の方針

学校教育、社会教育及び職場教育の場を通じて、津波に関する基礎的な知識の普及と防災意識の高揚を図り、地域防災力の基盤となる住民・企業による、自らの安全を確保するための取組及び安全を確保するための地域における取組を促進する。

なお、津波災害を想定した訓練を実施する際は、津波到達時間の予測は比較的正確であることを考慮しつつ、最大クラスの津波やその到達時間を踏まえた具体的かつ実践的な訓練を行うよう努める。

この計画に定めのない事項は、震災対策編第1章第1節「防災教育・訓練計画」に定めるところによる。

第2 住民・企業等の役割

1 住民の役割

- (1) 災害ハザードマップ等事前防災情報の熟読
- (2) 防災に関する講演会、学習会等への積極的参加
- (3) 次世代への災害被災経験の伝承
- (4) 各家庭でのいざという時の連絡先や避難場所、避難所等に関する話し合い
- (5) 緊急地震速報を受けたときの適切な行動
- (6) 大津波警報（特別警報）、津波警報、津波注意報が発表されたときの適切な行動
- (7) 震度4以上の強い地震又は長時間のゆっくりした揺れを感じたときの適切な行動
- (8) 呼び掛け避難及び率先避難
- (9) 原則として、徒歩による避難をすること

2 地域の役割

- (1) 自主防災組織等による地域の防災に関する学習の推進
- (2) 地震被害危険箇所及び浸水想定される地域の把握・点検・確認
- (3) 次世代への災害被災経験の伝承
- (4) 呼びかけ避難及び率先避難
- (5) 津波浸水想定区域内にある消防団の津波警報等の情報入手までの適切な行動及び消防団員の活動の安全確保の取組

3 企業・事務所等の役割

- (1) 災害ハザードマップ等事前防災情報の熟読
- (2) 災害時に果たす役割を十分に認識し、災害時にも事業が継続できるよう、事前対策及び災害発生時の行動に関する検討

第3 町の役割

1 町立学校における防災教育の推進

県教育委員会が提供する防災教育プログラムを活用して、生徒等の発達段階に応じ、学校教育全体を通じて防災教育を行う。

2 社会教育における防災学習の推進

住民向けに、啓発用リーフレットの作成・配布や有識者による研修会・講演会の開催等により、防災知識の普及と防災意識の高揚を図る。

3 住民に対する防災知識の普及

町は、県が示す津波浸水想定図等を踏まえ津波ハザードマップを作成し、公開するとともに、住民に配布し、津波ハザードマップの正しい理解と津波災害に対する避難行動等の普及啓発に努める。

4 災害教訓の伝承

災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、住民が災害教訓を伝承する取組を支援する。

5 要配慮者及び保護責任者等の防災学習の推進

- (1) 要配慮者本人及び家族の学習
- (2) 民生委員等地域の福祉関係者の学習
- (3) ケアマネージャー、介護事業者等の防災学習

6 防災教育・研修

- (1) 町職員の防災教育、防災部門の人材育成
- (2) 消防団員等の防災教育・研修

第2節 自主防災組織育成計画

第1 計画の方針

災害発生時においては、通信、交通の途絶等により、町、警察、消防等関係機関の防災活動（公助）だけでは限界があり、地域住民自らが自分の身を自分の努力によって守る（自助）とともに、地域や近隣の人々が集まって、互いに協力し合いながら、防災活動に組織的に取り組むこと（共助）が必要であり、「自助」「共助」「公助」が有機的につながることでより効果的に災害被害の軽減を図ることができる一方で、地域の自然的、社会的条件や住民の意識等は、地域によって様々であり、活動の具体的範囲及びその内容を画一化することは困難である。

そこで、地域の実情に応じた自主防災組織づくりを進めることが必要であり、住民、町は、各々の役割に留意し、地域住民の連帯意識に基づく自主防災組織の整備育成を促進するものとする。

なお、地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立する必要がある。

この計画に定めのない事項は、震災対策編第1章第2節「自主防災組織育成計画」に定めるところによる。

第2 住民の役割

住民は、「自分たちの地域は自分たちで守る」との意識を持ち、日ごろから防災訓練をはじめとする自主防災組織の活動に積極的に参加し、防災知識及び技術の習得に努める。

また、強い揺れや長い揺れを感じた場合、自らの判断で、迷うことなく迅速かつ自主的にできるだけ高い場所に避難を開始する。

避難に際しては、ともに声を掛け合いながら迅速に避難するなど避難の呼びかけ並びに率先避難に努めなければならない。

第3 町の役割

1 意識啓発及び防災資機材等の整備支援

津波による人的被害を軽減する方策は住民等の避難行動が基本となることから、町は、地域住民に対し、強い揺れや長い揺れを感じた場合、自らの判断で、迷うことなく迅速かつ自主的にできるだけ高い場所に避難を開始することを周知し、徹底するほか、自主防災組織の意義等を啓発し、地域の実情に応じた組織づくりを積極的に働きかけるとともに、防災資機材等の整備について助成を行うなど組織の活性化を促進するものとする。

2 訓練の支援

町は、自主防災組織の参加に配慮した防災訓練を実施するとともに、自主防災組織が行う防災訓練に対し、訓練内容に関する助言及び訓練時における技術指導等を行い、防災活動に必要な知識・技術の習得を支援するものとする。

3 自主防災リーダーの養成

地域住民の自発的な活動である自主防災組織の取組を推進は、その中核となるべきリーダーの見識や熱意に依存するところが大きいことから、研修会の開催、先進の取組事例の紹介などを通じ、自主防災リーダーを養成するものとする。その際、女性の参画の促進に努めるものとする。

第4 自主防災組織と自衛消防組織等の連携

事業所等の自衛防災組織は、町等の実施する防災訓練の参加、地域の自主防災組織への協力等に努めるものとする。

町、消防機関は地域社会における自主防災組織と事業所等の自衛消防組織の平常時及び災害時の協力体制の整備や合同訓練の実施等について検討し、良好な協力関係が得られるよう努めるものとする。

第5 自主防災組織と消防団との連携

消防団は地域住民により構成される消防機関であり、消防団と自主防災組織の連携等を通じて、地域コミュニティの防災体制の充実を図るものとする。また、多様な世代が参加できるような環境の整備などにより、これらの組織の日常化、訓練の実施を促すものとし、住民は、地域の防災訓練など自発的な防災活動に参加するよう努めるものとする。その際、女性の参画の促進にも努めるものとする。

第3節 防災まちづくり計画の推進

第1 計画の方針

災害に強いまちづくりを推進するために、町は県等と協力して、幹線道路、公園、河川などの公共施設整備のほか、住宅、教育、福祉医療等の施設の配置についても計画的な土地利用の誘導等を図り、防災上危険な地域の解消などの総合的な施策を展開していくものとする。

この計画に定めのない事項は、震災対策編第1章第3節「防災まちづくり計画の推進」に定めるところによる。

第2 住民・企業等の役割

1 住民の役割

防災の基本は、個々の建築物の耐震性確保であることを理解し、自らの責任で住宅等の耐震化に努める。

また、効果的な防災性の向上を図るため、住民が主体となって合意を形成し、相互に協力しながらまちづくりに取り組むことが求められている。

2 企業・事業所等の役割

宅地開発等を行う場合、良質な宅地水準を確保するため公共施設や排水設備など必要な施設を整備する。

また、企業は宅地開発等を行う地域及びその周辺の防災に関する情報をできるだけ開示するよう努める。

第3 町の役割

1 津波に強いまちの形成

(1) 町は、津波からの迅速かつ確実な避難を実現するため、徒歩による避難を原則として、地域の実情を踏まえつつ、できるだけ短時間で避難が可能となるようなまちづくりを目指すものとする。特に、津波到達時間が短い地域では、津波到達時間等を考慮して津波から避難する方策を十分に検討する。

(2) 町は、浸水の危険性の低い地域を居住地域とするような土地利用計画、できるだけ短時間で避難が可能となるような緊急避難場所（津波避難ビル等を含む。）及び避難路・避難階段等の整備など、都市計画と連携した避難関連施設の計画的整備や民間施設の活用による避難関連施設の確保、建築物や公共施設の耐浪化等により、津波に強いまちの形成を図るものとする。

(3) 町は、地域防災計画、都市計画等の計画相互の有機的な連携を図るため、関係課による共同での計画作成、まちづくりへの防災専門家の参画など、津波防災の観点からのまちづくりに努めるものとする。

- (4) 町は、津波による浸水実績及び津波浸水想定を公表し、津波発生時の警戒避難体制の整備を行う。
- (5) 町は、公共施設、要配慮者に関わる施設等については、できるだけ浸水の危険性の低い場所に立地するよう整備するものとし、やむを得ず浸水のおそれのある場所に立地する場合には、垂直避難が可能となる施設整備に加え、建築物の耐浪化、非常用電源の設置場所の工夫、情報通信施設の整備や必要な物資の備蓄等により施設の防災拠点化を図るとともに、中長期的には浸水の危険性のより低い場所への誘導を図るものとする。
- (6) 町は、最大クラスの津波に対して、住民等の生命を守ることを最優先としつつ、生活や産業への被害を軽減する観点からのまちづくりを進めるものとする。
- (7) 町は、主として防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設、学校、医療施設については、津波発生時に当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう、津波に関する情報、予報及び警報の伝達方法を定めるものとする。

2 避難関連施設の整備

- (1) 町は、避難場所の整備にあたり、これらを津波からの緊急避難先として使用できるよう、できるだけ浸水の危険性が低く、かつ、避難後においても孤立せず、津波の襲来状況によってはさらなる避難が可能となるような場所に整備するよう努めるものとする。また、専ら避難生活を送る場所として整備された避難所を津波からの緊急避難場所と間違わないよう、両者の違いについて住民への周知徹底を図るものとする。
- (2) 町は、避難場所として利用可能な道路盛土等の活用について検討し、活用できる場合には、道路管理者等の協力を得つつ、避難路・避難階段の整備に努めるものとする。
- (3) 町は、住民が徒歩で確実に安全な場所に避難できるよう、避難路・避難階段を整備し、その周知に努めるとともに、その安全性の点検及び避難時間短縮のための工夫・改善に努めるものとする。なお、避難路の整備に当たっては、地震の揺れによる段差の発生、避難車両の増加、停電時の信号滅灯などによる交通渋滞や事故の発生等を十分考慮するとともに、地震による沿道建築物の倒壊、落橋、土砂災害、液状化等の影響により避難路等が寸断されないよう耐震化対策を実施し、安全性の確保を図るものとする。

3 建築物の安全化

- (1) 町は、不特定多数の者が利用する施設、学校、公共施設等の応急対策上重要な施設、要配慮者に係る社会福祉施設、医療施設等について、耐震耐浪化など津波に対する安全性の確保に特に配慮するものとする。
- (2) 町は、津波浸水想定地域における生徒等の安全確保のため、高台等へ通じる避難路等の整備や建物の高層化など、各地域の実情等を踏まえた学校の津波対策について努めるものとする。

第4節 建築物等災害予防計画

震災対策編第1章第5節「建築物等災害予防計画」を準用する。

第5節 道路・港湾施設等の災害予防計画

震災対策編第1章第6節「道路・港湾施設等の災害予防計画」を準用する。

第6節 河川・海岸災害予防計画

震災対策編第1章第7節「河川・海岸災害予防計画」を準用する。

第7節 農地・農業用施設等の災害予防計画

震災対策編第1章第8節「農地・農業用施設等の災害予防計画」を準用する。

第8節 防災通信施設災害予防計画

震災対策編第1章第9節「防災通信施設災害予防計画」を準用する。

第9節 上水道施設の災害予防計画

震災対策編第1章第10節「上水道施設の災害予防計画」を準用する。

第10節 下水道施設の災害予防計画

震災対策編第1章第11節「下水道施設の災害予防計画」を準用する。

第11節 危険物等施設災害予防計画

震災対策編第1章第13節「危険物等施設災害予防計画」を準用する。

第 1 2 節 津波災害予防計画

第 1 計画の方針

1 基本方針

町は、津波予報及び避難指示等の伝達体制、津波監視体制の整備、津波に対する防災訓練の実施、津波避難計画の策定等により津波予防対策に努めるものとする。

2 要配慮者に対する配慮

(1) 高齢者・障がい者等に対する配慮

町は、津波避難場所及び避難路の整備及び指定に当たり、高齢者・障がい者等の歩行速度に配慮する。また、これらの人々に対する津波に関する情報・避難指示等の情報の適切な伝達手段の確保について配慮するとともに、避難誘導を行う際の消防団・自主防災組織等の協力体制を予め整備する。

(2) 観光客等に対する配慮

町は、当該地域に不案内な観光客等にあっても迅速な避難が行えるよう、分かりやすい避難誘導標識の設置及び情報伝達手段の確保について配慮する。

3 積雪地域での対応

積雪期においては避難路が通行不能又は著しく困難となることが想定されるので、避難場所及び避難路の除排雪体制を整備する。

第 2 住民の役割

住民は、日ごろから町が作成する災害ハザードマップ等により津波に関する地域の危険性を認識し、避難場所、避難所及び避難路等を把握するとともに、津波避難訓練へ積極的に参加する。

第 3 町の役割

1 海岸保全施設等の整備・改修の要請

町は、津波から住民の生命・財産を守るため、海岸堤防等海岸保全施設、防波堤等港湾施設、河川堤防等河川管理施設などの点検・性能評価及び必要な施設整備・改修を関係機関に要請する。

2 津波避難計画の策定

町は、住民に対し、日常から津波の危険性を広く啓発するとともに、地域の地形等に応じた避難場所、避難所及び避難経路を含めた具体的避難計画を、県が提示する津波避難計画策定指針を参考として、策定しておくものとする。

(1) 避難体制の整備

ア 想定される津波浸水区域や過去の津波の浸水実績等に基づき避難対象地域を指定した上で、地震発生から津波来襲までの時間や地形の特性を考慮して適切な避難場所及び避難路を指定する。

- イ 安全な避難場所の確保が困難な地域にあっては、緊急的・一時的な避難のため、既存の堅固な中・高層建物を津波避難ビル等として指定するなどの措置を講じるものとする。高い避難施設がない地域に関しては、高台の防災公園や高層の防災施設の設置を検討するものとする。
 - ウ 指定した避難場所・避難所・避難路等については、災害ハザードマップの作成・配布等により、住民に対し十分な周知を行う。
 - エ 避難勧告・指示（解除）の基準及び実施体制等を予め定めるなど住民等の安全な避難誘導體制を整えるものとする。
- (2) 一般住民の避難活動
- ア 過去の津波記録等を勘案して安全な場所や経路を周知し、個人の避難行動が容易に行えるよう日常からの啓発に努めるものとする。
 - イ 自主防災組織や警察官との協力のもとに、避難者の掌握や必要な応急の救護活動のための体制の整備を図るものとする。
 - ウ 各所に海拔表示を設置し、注意喚起を図るものとする。
- (3) 観光地等の利用者の避難誘導
- ア 観光客等地理・地形に不案内な利用者の人出が予想される施設の管理者、事業者及び自主防災組織等とあらかじめ津波に対する避難誘導についての協議を行い、情報伝達及び避難誘導に対しての手段を定めておくものとする。
 - イ 場所に応じて案内板等により地形や津波に対する特徴を周知するものとする。
- (4) 要配慮者施設等
- ア 要配慮者施設等は、津波に対して安全な場所を確保するものとする。
 - イ 緊急避難施設として鉄筋コンクリート等の強固な建物を避難場所として指定するなど安全の確保に努めるものとする。
 - ウ 自主防災組織や地域住民に、要配慮者の避難誘導に対しての協力をあらかじめ得ておき万全を期すものとする。
- (5) 船舶等の避難活動
- 漁業組合等は、情報伝達的手段及び船舶等を避難させる場合の迅速かつ適切な避難方法についてあらかじめ検討しておくなど、自らその避難計画を定めておくものとする。

3 津波予報、避難指示等の伝達体制の計画

情報の混乱や誤った情報の伝達は二次災害発生の原因となるため、町は、正確な情報の伝達体制の確立と体制の整備を図るものとする。

また、町は、住民、学校、観光客、漁業・港湾関係者、走行車両、列車及び船舶等に津波に関する情報・避難指示等を確実かつ迅速に伝達するため、J-ALERT（全国瞬時警報システム）及びエリアメール等をはじめとした情報伝達手段の整備・点検及び夜間・休日を含めた情報伝達体制の整備を行う。

(1) 津波予報伝達の迅速化・確実化

町は、住民等への津波予報伝達手段として町防災行政無線や緊急情報衛星同報受信装置、防災緊急警報放送受信機の整備の推進を図るとともに、サイレン、広報車等多様な通報・伝達手段を確保し、住民や海岸利用者への伝達の徹底を図るものとする。

また、町は津波予報や避難指示が有効かつ確実に伝達されるよう、本地域防災計画にあらかじめ伝達方法、手段等について定めておくものとする。

(2) 伝達協力体制の整備

町は、沿岸部の多数の人出が予想される施設の管理者（漁業協同組合、海水浴場の管理者等）、事業者（工事施行者等）及び自主防災組織等とあらかじめ津波予報の伝達に関し協議を行い、これら関係者との協力体制を確立しておくものとする。

4 津波監視体制の整備

津波による災害を防止するため、町は震度4以上の地震を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、テレビ・ラジオ等放送機関を通じ発表される津波情報を入手し、津波による浸水が発生すると判断した場合は、速やかに海浜にある者、海岸付近の住民等に避難のための立ち退きを指示し、生命、身体の安全を図るものとする。

また、あらかじめ定めておく監視場所、監視担当者により安全性を確保して津波監視を行うものとする。

この場合において、次の事項について津波監視体制の整備を図り、本地域防災計画に監視場所、監視者、監視情報の伝達方法をあらかじめ定めるよう努めるものとする。

(1) 海上からの監視

航行中の船舶及び出漁中の漁船等にあつては、異常な海象等を発見した場合には速やかに無線等で海岸局へ通報するものとする。

(2) 陸上からの監視

ア 津波監視場所の設定

津波監視場所は、監視者の安全性を確保のうえ、過去の津波記録等を勘案し、津波の早期発見に適した場所に設定するものとする。

イ 津波監視担当者の選任

地震発生後速やかに津波監視を開始できる者を津波監視担当者として選任するものとする。

ウ 遠方監視設備等の導入

地震発生直後からの潮位等海面の変化を監視するための遠方監視設備の導入に努めるものとする。

5 津波に対する防災訓練

町は、津波発生時の被害軽減のため、迅速かつ的確な情報のもとで避難活動が行えるよう、自主防災組織等を含めた防災訓練（情報伝達訓練、津波避難訓練等）を定期的に行うよう努める。その際、住民、学校、観光客、漁業・港湾関係者、走行車両、列車及び船舶等幅広い参加を促す。

また、津波については個人による自主避難行動が重要であることから、津波の危険性や津波予報・避難指示等の意味合い、とるべき避難行動などに関し、住民に対し継続して啓発に努めるものとする。

(1) 一般住民の防災訓練等

津波による被害のおそれのある地域の住民については、日常から避難場所、避難経路を周知させるとともに、地域住民による自主防災組織等の組織化を図るものとする。

(2) 教育施設での訓練等

- ア 教育施設における津波に対する防災訓練は、日常の教育で津波に対する避難方法を教えるとともに、個人避難ができるよう、定期的な訓練を行うものとする。
- イ 野外活動における津波対策として、引率者に津波に対する心構えを周知するものとする。

(3) 要配慮者及び医療施設での安全確保

- ア 医療施設等は、基本的に津波に対して安全な場所を確保するほか、施設並びに関係機関を含めた防災組織の組織化を図り、万一の場合に備えた避難訓練を行うものとする。
- イ 町は、高齢者、障がい者等の安全確保のために、防災関係機関、地域住民及び自主防災組織等の協力を得た避難訓練を行う。

(4) 船舶等の安全確保

町は、県、関係機関と協力して、船舶及び海洋レジャー関係者等の避難活動が迅速適切に行われるよう、総合防災訓練等の実施に併せ、船舶等の避難訓練を実施し、津波来襲時における船舶等の避難の時期及び避難方法等について周知啓発に努める。

6 施設の予防計画

河川海岸、港湾等施設は津波災害から住民の生命・財産を守る根幹施設となるため、各施設管理者等は、河川施設、海岸保全施設及び港湾施設の整備促進を図るとともに、あらかじめ震災に備えた点検要領を定めておくものとする。なお、今後国の基準等の整備に合わせ津波対策施設の整備を図るものとする。

(1) 河川施設

- ア 河口部で過去津波の侵入が認められた箇所の把握
- イ 地形地質上の弱堤箇所の把握
- ウ 土地利用上からの弱堤箇所の把握
- エ 二次災害防止の観点からの低標高部分の内水・排水対策
- オ 主要河川構造物に対する点検要領と応急復旧要領の策定

(2) 海岸保全施設

- ア 過去の歴史的大地震で被災した海岸線の把握
- イ 砂浜海岸、護岸海岸等海岸の形態別の被災の想定
- ウ 離岸堤等海岸構造物に対する安全性の確認
- エ 海難船舶、漂流物による航行船舶等の二次災害の防止
- オ 油類等危険物の流出防止対策の徹底

(3) 港湾施設

- ア 港湾施設の地震に対する安全性の確認
- イ 貯蔵されている危険物の流出防止対策
- ウ 港湾区域内における非常時航路の確保
- エ 沈船、漂流物等の除去等
- オ 緊急輸送路の確保と利用可能施設による災害支援体制の確立

第 1 3 節 火災予防計画

震災対策編第 1 章第 1 4 節「火災予防計画」を準用する。

第 1 4 節 廃棄物処理体制の整備

震災対策編第 1 章第 1 5 節「廃棄物処理体制の整備」を準用する。

第 1 5 節 救急・救助体制の整備計画

震災対策編第 1 章第 1 6 節「救急・救助体制の整備計画」を準用する。

第 1 6 節 医療救護体制の整備計画

震災対策編第 1 章第 1 7 節「医療救護体制の整備計画」を準用する。

第 1 7 節 避難体制の整備計画

第 1 計画の方針

津波による人的被害を最小限に押さえるため、避難者の適切な収容並びに避難の途中及び避難先での安全確保を対策の主眼とし、町及び住民等は、各自の責任で災害に備える。

この計画に定めのない事項は、震災対策編第 1 章第 18 節「避難体制の整備計画」に定めるところによる。

第 2 住民等の役割

1 住民等に求められる役割

- (1) 災害時の指定緊急避難場所、指定避難所及び安全な避難経路、避難に要する時間等をあらかじめ確認しておくこと。
- (2) 強い揺れや長い揺れを感じた場合、自らの判断で迷うことなく迅速かつ自主的にできるだけ高い場所に避難を開始すること。
- (3) 自ら避難することが地域住民の避難に繋がることを意識し、避難をする際は、ともに声を掛け合いながら迅速に避難するなど避難を呼びかけるとともに、率先して避難すること。
- (4) 徒歩による避難を原則とすること。

2 地域に求められる役割

- (1) 地域の危険箇所、避難路、指定緊急避難場所、指定避難所等を事前に確認すること。
- (2) 要配慮者の居住状況、必要な支援内容等の情報の把握・共有に努め、避難・誘導に協力できる関係を築くこと。
- (3) 町と共同で避難所を運営できるよう、訓練に参加すること。
- (4) 避難時において避難を呼びかけ、率先して避難すること。

3 企業等の役割

- (1) 避難行動要支援者等の避難を支援すること。
- (2) 必要に応じて施設を帰宅困難者や地域住民等に避難場所として提供すること。

第 2 町の役割

1 津波避難計画の策定

町は、避難対象地域、避難場所・避難所施設、避難路、津波情報の収集・伝達の方法、避難勧告・指示の具体的な発令基準、避難訓練の内容等を記載した、具体的かつ実践的な津波避難計画を、県が提示する津波避難計画策定指針を参考として策定し、その内容を住民等に周知徹底を図るものとする。

2 避難誘導体制の整備

- (1) 町は、津波発生時の避難については、徒歩による避難を原則とすることの周知に努めるとともに、やむを得ず自動車により避難せざるを得ない場合は、避難者が自動車で安全かつ確実に避難できる方策をあらかじめ検討するものとする。
- (2) 町は、消防団員、町職員など防災対応や避難誘導・支援にあたる者の危険を回避するため、津波到達時間内での防災対応や避難誘導・支援に係る行動ルールや退避の判断基準を定め、住民等に周知するものとする。
- (3) 町は、要配慮者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア団体等の多様な主体の協力を得ながら、平常時より要配慮者に関する情報を把握の上、関係者との共有に努めることとする。また、要配慮者への対応を強化するため、情報伝達体制の整備、避難誘導体制の整備、避難訓練の実施を一層図るものとする。

3 避難場所・避難所の指定

- (1) 町は、避難場所の整備にあたり、津波からの緊急避難先として使用できるよう、できるだけ浸水の危険性が低く、かつ、避難後においても孤立せず、津波の襲来状況によってはさらなる避難が可能となるような場所に整備するよう努めるものとする。
- (2) 町は、やむを得ず、津波による被害のおそれのある場所を避難場所・避難所に指定する場合は、建築物の対浪化及び非常用発電機の設置場所の工夫、情報通信施設の整備や必要な物資の備蓄など防災拠点化を図るものとする。
- (3) 町は、避難場所として利用可能な道路等盛土等の活用について検討し、活用できる場合には、道路管理者等の協力を得つつ、避難路・避難階段の整備に努めるものとする。

第 1 8 節 要配慮者安全確保計画

震災対策編第 1 章第 1 9 節「要配慮者安全確保計画」を準用する。

第 1 9 節 食料・生活必需品確保計画

震災対策編第 1 章第 2 0 節「食料・生活必需品確保計画」を準用する。

第 2 0 節 学校・文教施設における災害予防計画

震災対策編第 1 章第 2 1 節「学校・文教施設における災害予防計画」を準用する。

第 2 1 節 ボランティア受入れ体制の整備計画

震災対策編第 1 章第 2 2 節「ボランティア受入れ体制の整備計画」を準用する。

第2章 災害応急対策

第1節 災害対策本部等の組織・運営計画

第1 計画の方針

町内に大規模な津波が発生した場合、又は発生するおそれのある場合は、町は、県等防災関係機関と連携し被災者の救援救助を強力に推進する体制を整える必要があるため、災害対策本部の組織及び運営計画について定める。

この計画に定めのない事項は、震災対策編第2章第1節「災害対策本部等の組織・運営計画」に定めるところによる。

第2 聖籠町災害対策本部の設置

1 設置・廃止基準

町は、次の場合に聖籠町災害対策本部（以下「町本部」という。）を設置し、又は廃止する。

設置基準	1 町の地域において津波による大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、必要があると認められる場合 2 町の地域において震度5弱以上の地震による揺れが観測されたとき
廃止基準	1 予想された災害の危険が解消したと認めた場合 2 災害応急対策が概ね完了した場合

第2節 職員の配置及び動員計画

第1 計画の方針

津波の発生が予測される場合及び津波が発生した場合の町の災害配備体制について定める。

この計画に定めのない事項は、震災対策編第2章第2節「職員の配置及び動員計画」に定めるところによる。

第2 配備体制

町内に津波が発生し、又は発生するおそれがある場合の職員の配備体制は、次に定めるとおりとする。

体制の種別	配備時期	配備内容(措置)	配備体制
警戒体制 (第1配備)	1 町域の沿岸地域に津波注意報が発表されたとき。 2 その他、町長が必要と認めたとき。	1 町民への広報 2 被害状況・情報の収集 3 町長・副町長に連絡し指示を受ける。 4 課長等の管理職にメールの配信 5 関係機関との連絡調整	1 生活環境課長、補佐及び地域安全係員登庁 2 指定登庁職員(施設管理職員)登庁 3 その他の職員は自宅待機 4 緊急体制に移行し得る体制
緊急体制 (第2配備)	1 町域の沿岸地域に津波警報が発表されたとき。 2 その他、町長が必要と認めたとき。	1 町民への広報 2 被害状況・情報の収集 3 町長・副町長に連絡し指示を受ける。 4 課長等の管理職にメールの配信 5 関係機関との連絡調整 6 応急措置の実施	1 生活環境課長、補佐及び地域安全係員登庁 2 指定登庁職員(施設管理職員)登庁 3 災害対策本部が設置された場合は全職員体制
非常体制 (第3配備)	1 町域の沿岸地域に大津波警報(特別警報)が発表されたとき。 2 その他、町長が必要と認めたとき。 ・災害対策本部の設置	災害応急対策活動に従事	1 全職員体制

第3節 自主防災組織による応急対策計画

震災対策編第2章第3節「自主防災組織による応急対策計画」を準用する。

第4節 防災関係機関の相互協力体制

震災対策編第2章第4節「防災関係機関の相互協力体制」を準用する。

第5節 災害時の通信確保

震災対策編第2章第5節「災害時の通信確保」を準用する。

第6節 被災状況等情報収集伝達計画

震災対策編第2章第6節「被災状況等情報収集伝達計画」を準用する。

第7節 広報計画

震災対策編第2章第7節「広報計画」を準用する。

第 8 節 津波避難計画

第 1 計画の方針

地震や津波の被害を最小限にとどめるため町、県、関係機関等は津波予報、地震及び津波に関する情報等を迅速かつ正確に住民や海水浴客、漁業・港湾関係者に伝達するものとする。このため特に夜間、休日の連絡体制を確立しておくものとする。

1 基本方針

- (1) 関係機関は、地震発生から極めて短時間に津波が来襲するおそれもあることから、「第 2 津波応急対策フロー図」に基づき津波警報等を住民、学校、旅行客、漁業・港湾関係者、乗客及び船舶等に迅速に伝達するものとする。
- (2) 町は、予め定める基準（「津波警報」で避難勧告、「大津波警報」で避難指示）によりの確に避難勧告・指示を行い、安全かつ効率的に住民等の避難誘導を行うものとする。
- (3) 住民は、海岸付近で強い地震（震度 4 程度以上）を感じたとき若しくは弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたとき、又は地震を感じなくても津波警報が発表されたときは、直ちに海岸付近から離れ、町が指定する避難場所・避難所等安全な場所へ避難するとともに、ラジオ・テレビ等により情報を入手するよう努める。

2 要配慮者に対する配慮

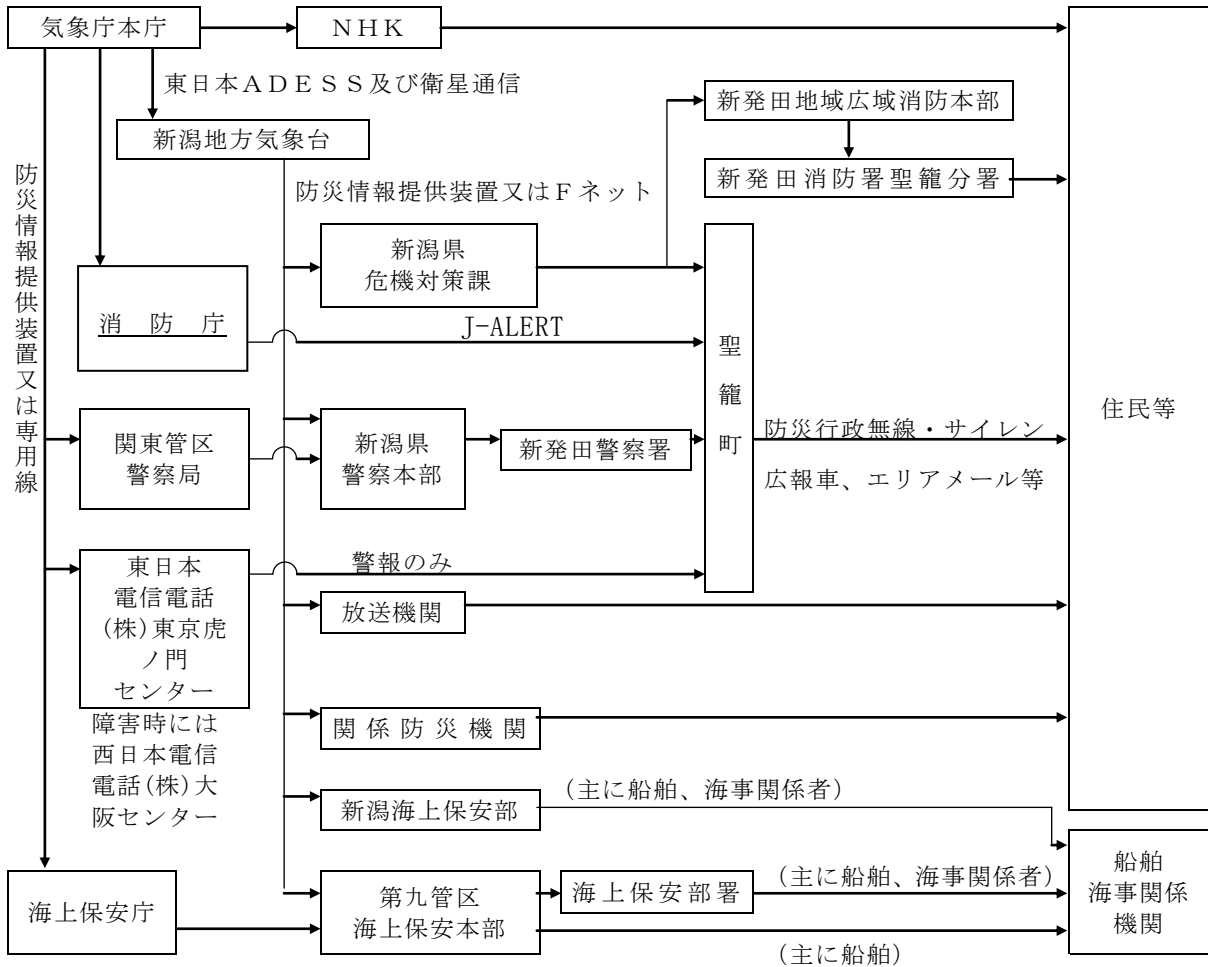
町は、消防団・自主防災組織等の協力を得ながら高齢者・障がい者等に対する支援要員を確保し、的確な情報伝達・避難誘導を行う。

3 積雪期の対応

町は、避難路の積雪又は凍結等による避難の困難さを勘案した適切な避難誘導を行う。

第2 津波応急対策フロー図

津波予報の伝達は次のとおりであるが、新潟県の場合、新潟県上中下越及び佐渡の2区分で津波予報が発表される。



注) 関係防災機関は、伝達体制を確立しておき、迅速な伝達に努める。

第3 「津波予報」及び「地震及び津波に関する情報」の種類並びに津波予報区

1 津波予報の種類及び内容

- (1) 津波警報：津波予報区において津波による重大な災害のおそれがあると予想されるとき発表する。
- (2) 津波注意報：津波予報区において津波による災害のおそれがあると予想されるとき発表する。
- (3) 津波予報：津波による災害のおそれがないと予想されるとき発表する。

2 発表基準・解説・発表される津波の高さ及び避難勧告・指示の基準

(1) 津波警報・注意報

町長（本部長）は、気象庁から発表される「津波警報」で避難勧告、「大津波警報」で避難指示を基本に、必要と認める地域の住居者、滞在者その他の者に対し、

避難の勧告又は指示を行うとともに、必要に応じて警察署、新発田地域広域消防本部等関係機関に住民等の避難誘導への協力を要請する。

種類	発表基準	数値での発表 (発表基準)	避難勧告・指示の基準
(特別警報) 大津波警報	予想される津波の高さが高いところで 3 m以上である場合	10m超 (10m<高さ)	避難指示の発令
		10m (5m<高さ≤10m)	
		5 m (3m<高さ≤5m)	
津波警報	予想される津波の高さが高いところで 1 m以上 3 m未満である場合	3 m (1m<高さ≤3m)	避難勧告の発令
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで、 0.2m以上 1 m未満である場合であ って津波による災害のおそれがある場 合	1 m (20cm≤高さ≤1m)	

- 1 津波による災害のおそれがなくなると認められる場合、津波警報又は津波注意報の解除を行う。このうち、津波注意報は、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが発表基準より小さくなる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。
- 2 「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点におけるその潮位とその時点に津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。
- 3 津波は陸上では、予想された「津波の高さ」の2～4倍程度の高さまで駆け登る場合がある。
- 4 気象庁から発表される「津波警報」で避難勧告、「大津波警報」で避難指示を基本に、町長の判断を加え発令する。

(2) 津波予報

	発表基準	内容
津波予報	津波が予想されないとき。 (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表。
	0.2m未満の海面変動が予想されたとき。(津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表。
	津波注意報解除後も海面変動が継続するとき。 (津波に関するその他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入ってから作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表。

3 地震及び津波に関する情報の種類等

地震及び津波に関する情報の種類	内容	新潟地方气象台からの伝達基準
震度速報	(1) 全国の観測点のどこかで震度3以上を観測した場合、2分ほどで津波予報実施官署(札幌、仙台、東京、大阪、福岡、沖縄)から発表。 (2) 震度3以上を観測した地域名を発表。 (3) 初動立ち上がりのための震度発表で、アデス回線(気象庁専用回線)及び静止気象衛星「ひまわり」及び通信衛星(CS)を利用した通信でのみ発表される。	伝達しない。 (理由: この情報を同報FAXで送信中に津波予報が入電した場合、津波予報の迅速な伝達ができない)

津波情報	(1) 津波情報が発表された場合、本庁から随時発表。 (2) 津波到達予想時刻、予想される津波の高さ、第1波の観測値、最大の高さの観測値などの情報。	新潟県上中下越、佐渡に津波予報が発表された場合、随時伝達する。
震源速報	全国の観測点のどこかで震度3以上を観測し、確実に津波の発生がないと判断した場合、地震発生から3～5分を目標に発表する。 内容は、地震発生の時刻、震源の緯度・経度、震源の深さ、マグニチュード、震央地名、「津波の心配なし」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配なし」の付加文である。	気象庁本庁が作成・発表の都度、随時伝達する。
震源・震度に関する情報	(1) 全国の観測点のどこかで震度3以上を観測した場合や津波予報が発表された場合（津波なしは除く）、数分で本庁が発表。 (2) 震度3以上を観測した地域名、震度、規模、津波予報の発表状況などの情報。 (3) 津波予報が発表されていない場合、一般に安心を与えるために「津波の心配なし」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配なし」という付加文をつける。	新潟県内の観測点で震度1以上を観測した上に全国の観測点のどこかで、震度3以上を観測した場合に伝達する。
各地の震度に関する情報	(1) 観測点のどこかで震度1以上を観測した場合、数分から十数分で新潟地方気象台が発表。 (2) 震度1以上を観測した地点名、震源、規模などの情報。 (3) 津波予報及び地震情報が発表されていない場合、一般に安心を与えるために「津波の心配はありません」という付加文をつける。	新潟県内の観測点で震度1以上を観測した場合に伝達する。
地震解説資料	新潟県内で震度4以上を観測した場合や新潟県上中下越、佐渡に津波予報が発表された場合、数時間後に新潟地方気象台が作成し提供する。震央分布図、地震活動経過図などの情報。	地震解説資料を作成したら伝達する。

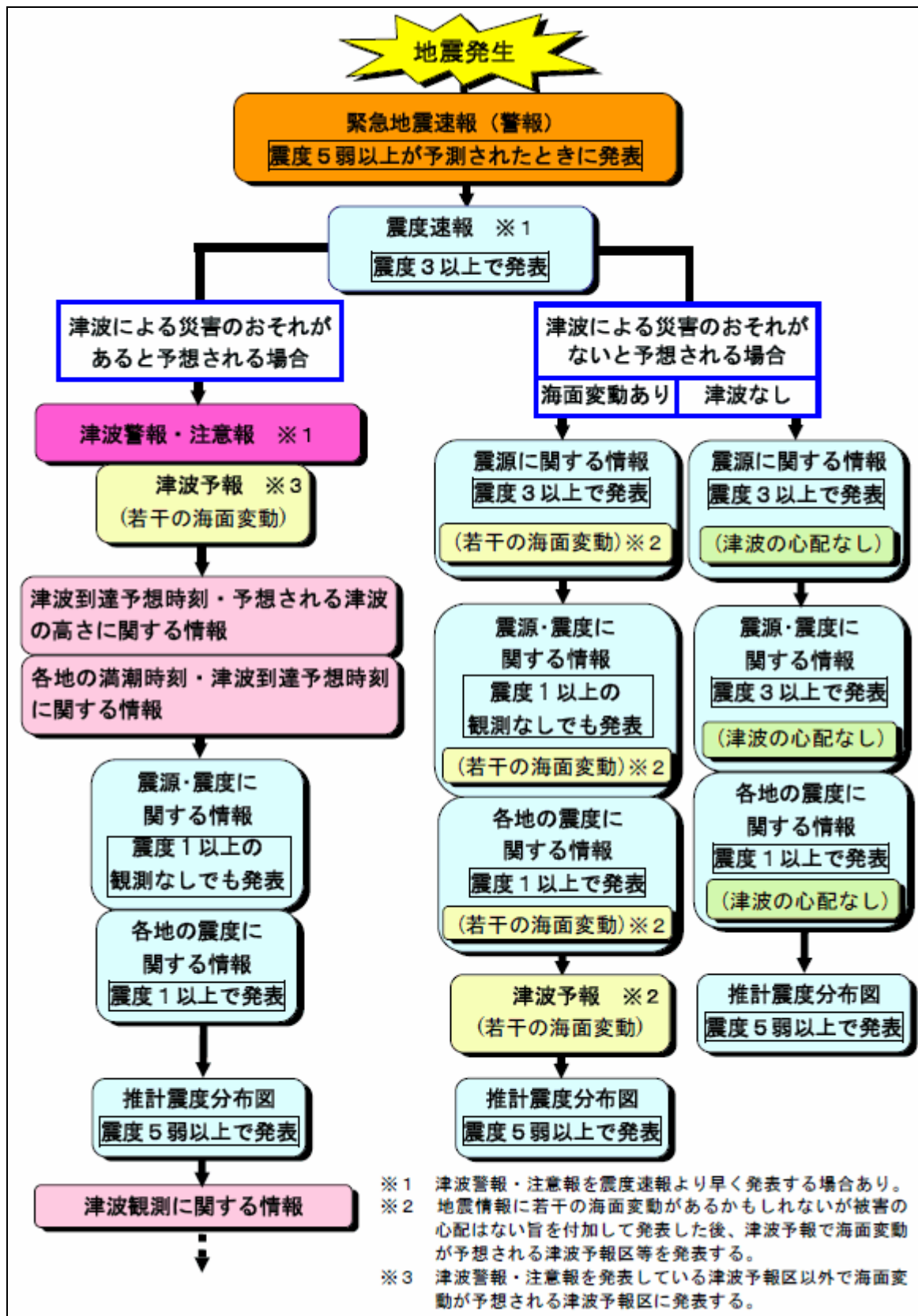
注1 本表で用いる「地震及び津波に関する情報」の意味

地震津波業務規則（気象庁訓令第21号）の第36条において「地震に関する情報」の種類と内容が、同規則第37条で「津波に関する情報」の種類と内容がそれぞれ定められている。

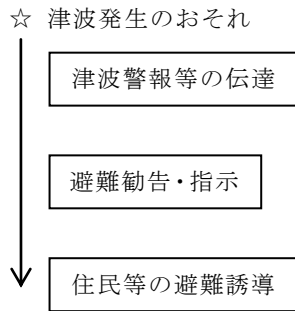
本表では、「地震に関する情報」と「津波に関する情報」を一緒にして「地震及び津波に関する情報」としたのもので、「地震及び津波に関する情報」の種類は、震度速報、津波情報、震源速報、地震情報、各地の震度に関する情報、地震解説資料の6種類であり、津波予報は含んでいない。

4 新潟県の津波予報区

津波予報区	区 域
新潟県上中下越	佐渡市を除く
佐渡	佐渡市に限る



第4 業務の体制



第5 町の措置

町は、次に掲げる津波警報等の標識による鐘音、サイレンや広報車、町防災行政無線等により住民及び関係機関へ速やかに周知し、「津波警報」で避難勧告、「大津波警報」で避難指示を基本に、町長の判断を加え発令するものとする。

また、津波は、地震発生から来襲まで時間的余裕がない場合があるので、関係機関からの伝達系統図のルートに関係なく最初に津波予報等に接したときは、直ちに住民に周知するなど臨機な措置を行うものとする。

なお、住民への伝達については要配慮者にも配慮するものとする。

<津波警報等の標識>

標識の種類	標 識	
	鐘 音	サイレン音
津 波 注 意 報	(3点と2点の斑打) ●—●—● ● ●	(約10秒) ○———— ○———— (約2秒)
津 波 警 報	(2点) ●—● ●—● ●—●	(約5秒) ○—— ○—— (約6秒)
大 津 波 警 報 (特 別 警 報)	(連打) ●—●—●—●—●—●	(約3秒) ○— ○———— (約2秒)(短声連点)
津 波 注 意 報 及 び 津 波 警 報 解 除	(1点2個と2点との斑打) ● ● ●—●	(約10秒) (約1分) ○———— ○———— (約3秒)

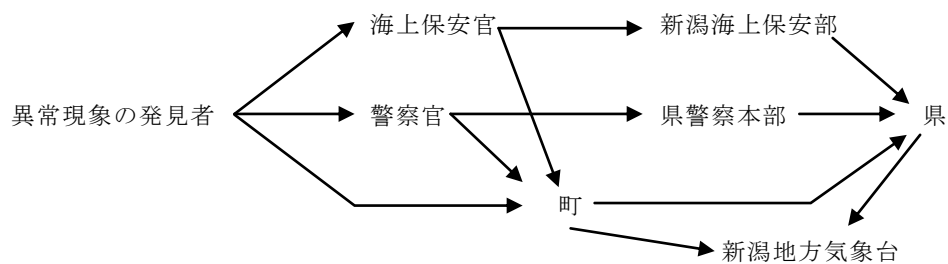
- (注) 1 「ツナミナシ」の場合は、標識を用いない。
2 鳴鐘又は吹鳴の反復は、適宜とする。

第6 異常現象を発見した者の通報

海面の昇降等異常現象を発見した者は、町長、警察官、海上保安官のうち通報に最も便利な者に速やかに通報するものとする。

この場合において、町長がこれを受けた場合は県(危機対策課)及び新潟地方気象台へ、警察官、海上保安官がこれを受けた場合は町長及び知事へ速やかに通報するものとする。

<異常現象発見者の速報系統図>



第9節 津波災害応急対策

第1 計画の方針

町は、津波予報が発表された場合又は津波による浸水が発生すると判断した場合、速やかに的確な避難勧告・指示を行い、安全かつ効率的な避難誘導を行うものとする。その際、対象者に漏れなく、要配慮者にも配慮するものとする。

第2 情報の伝達等

町は、地震、津波情報等の伝達を受けたときは、町防災行政無線、エリアメール、サイレン、広報車等の手段を活用して、直ちに住民等に津波災害に備えた情報伝達・広報を行う。

第3 住民の避難、誘導體制

1 住民等への避難勧告等

- (1) 町は、津波による被害を防止するため、津波警報が発表された場合や強い地震（震度4以上）を感じたとき、弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、町長自らの判断で、海浜にある者（その沖合にある者を含む。以下同じ。）に対し、直ちに海浜から避難し、急いで安全な場所に避難するよう勧告又は指示をするものとする。
- (2) 浸水被害が発生すると判断した場合、速やかに海岸及び河川河口部付近の住民等に対し避難するよう勧告又は指示するものとする。
- (3) 町長が必要と認める場合は、避難勧告又は指示について放送機関に放送要請し行うものとする。この場合、原則として県を通じてこれを行うものとする。

2 避難誘導體制

- (1) 町は、海浜にある者及び海岸付近の住民に避難するよう勧告又は指示した場合は、あらかじめ定める避難計画に従い状況に応じた避難場所、避難路を指示し、職員、消防団、自主防災組織により速やかに避難誘導を行うものとする。

また、消防団員等は安全性が高いと考えられる場所までの避難完了に要する時間、津波到達時刻等を考慮して、消防団員等が自身の危険性が高いと判断したときには、自身の避難を優先するとともに、津波応急活動時には、ライフジャケットの着用、通信機器及びラジオ等を携帯するなど自身の安全確保を徹底するものとする。
- (2) 海岸付近の住民等は、津波警報が発表された場合や震度4以上の地震を感じたとき、弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた場合は、あらかじめ指定された避難場所又は高台に速やかに避難するものとし、その際、身体の不自由な者や老人等要配慮者の避難を互いに協力して行うものとする。

- (3) 海岸付近を走行中の車両の運転手は、ラジオ等で津波警報の発表を知ったときは、車両を道路の左側に寄せて停車し、エンジンキーをつけたまま、ドアを閉め付近の高台へ直ちに避難すること。

第4 避難勧告又は指示の解除

津波による災害のおそれなくなったと認められる場合、津波警報又は津波注意報の解除が行われる。津波警報が解除された場合、町は、避難の勧告又は指示の解除を行う。

避難者は、避難場所・避難所から退去する場合は、必ず避難場所・避難所の管理者に届け出るものとする。避難場所・避難所の管理者は、避難者の退去状況を、逐次町役場に連絡するものとする。

第 1 0 節 住民等避難計画

震災対策編第 2 章第 8 節「住民等避難計画」を準用する。

第 1 1 節 避難所運営計画

震災対策編第 2 章第 9 節「避難所運営計画」を準用する。

第 1 2 節 避難所外避難者の支援計画

震災対策編第 2 章第 1 0 節「避難所外避難者の支援計画」を準用する。

第 1 3 節 自衛隊の災害派遣計画

震災対策編第 2 章第 1 1 節「自衛隊の災害派遣計画」を準用する。

第 1 4 節 輸送計画

震災対策編第 2 章第 1 2 節「輸送計画」を準用する。

第 1 5 節 交通計画

震災対策編第 2 章第 1 3 節「交通計画」を準用する。

第 1 6 節 消火活動計画

震災対策編第 2 章第 1 4 節「消火活動計画」を準用する。

第 1 7 節 水防計画

風水害対策編第 2 章第 1 8 節「水防計画」を準用する。

第 1 8 節 救急・救助活動計画

震災対策編第 2 章第 1 5 節「救急・救助活動計画」を準用する。

第 1 9 節 医療救護活動計画

震災対策編第 2 章第 1 6 節「医療救護活動計画」を準用する。

第 2 0 節 防疫及び保健衛生計画

震災対策編第 2 章第 1 7 節「防疫及び保健衛生計画」を準用する。

第 2 1 節 こころのケア対策計画

震災対策編第 2 章第 1 8 節「こころのケア対策計画」を準用する。

第 2 2 節 廃棄物処理計画

震災対策編第 2 章第 1 9 節「廃棄物処理計画」を準用する。

第 2 3 節 トイレ対策計画

震災対策編第 2 章第 2 0 節「トイレ対策計画」を準用する。

第 2 4 節 入浴対策計画

震災対策編第 2 章第 2 1 節「入浴対策計画」を準用する。

第 2 5 節 食料供給計画

震災対策編第 2 章第 2 2 節「食料供給計画」を準用する。

第 2 6 節 生活必需品等供給計画

震災対策編第 2 章第 2 3 節「生活必需品等供給計画」を準用する。

第 2 7 節 要配慮者の応急対策

震災対策編第 2 章第 2 4 節「要配慮者の応急対策」を準用する。

第 2 8 節 学校・文教施設における災害応急対策

震災対策編第 2 章第 2 5 節「学校・文教施設における災害応急対策」を準用する。

第 2 9 節 障害物除去計画

震災対策編第 2 章第 2 6 節「障害物除去計画」を準用する。

第 3 0 節 遺体の捜索・処理・埋葬計画

震災対策編第 2 章第 2 7 節「遺体の捜索・処理・埋葬計画」を準用する。

第 3 1 節 愛玩動物の保護対策

震災対策編第 2 章第 2 8 節「愛玩動物の保護対策」を準用する。

第 3 2 節 公衆通信施設応急対策

震災対策編第 2 章第 2 9 節「公衆通信施設応急対策」を準用する。

第 3 3 節 電力供給施設応急対策

震災対策編第 2 章第 3 0 節「電力供給施設応急対策」を準用する。

第 3 4 節 ガスの安全、供給対策

震災対策編第 2 章第 3 1 節「ガスの安全、供給対策」を準用する。

第 3 5 節 給水・上水道施設応急対策

震災対策編第 2 章第 3 2 節「給水・上水道施設応急対策」を準用する。

第 3 6 節 下水道施設応急対策

震災対策編第 2 章第 3 3 節「下水道施設応急対策」を準用する。

第 3 7 節 危険物等施設応急対策

震災対策編第 2 章第 3 5 節「危険物等施設応急対策」を準用する。

第 3 8 節 道路・港湾施設の応急対策

震災対策編第 2 章第 3 6 節「道路・港湾施設の応急対策」を準用する。

第 3 9 節 河川施設の応急対策

震災対策編第 2 章第 3 7 節「河川施設の応急対策」を準用する。

第 4 0 節 農地・農業用施設等の応急対策

震災対策編第 2 章第 3 8 節「農地・農業用施設等の応急対策」を準用する。

第 4 1 節 農林水産業応急対策

震災対策編第 2 章第 3 9 節「農林水産業応急対策」を準用する。

第 4 2 節 応急住宅対策

震災対策編第 2 章第 4 0 節「応急住宅対策」を準用する。

第 4 3 節 ボランティア受入れ計画

震災対策編第 2 章第 4 1 節「ボランティア受入れ計画」を準用する。

第 4 4 節 義援金品の受入れ、配分計画

震災対策編第 2 章第 4 2 節「義援金品の受入れ、配分計画」を準用する。

第 4 5 節 災害救助法の適用計画

震災対策編第 2 章第 4 3 節「災害救助法の適用計画」を準用する。

第3章 災害復旧・復興

第1節 民生安定化対策

震災対策編第3章第1節「民生安定化対策」を準用する。

第2節 融資・貸付その他資金等による支援計画

震災対策編第3章第2節「融資・貸付その他資金等による支援計画」を準用する。

第3節 公共施設等災害復旧対策

震災対策編第3章第3節「公共施設等災害復旧対策」を準用する。

第4節 災害復興対策

震災対策編第3章第4節「災害復興対策」を準用する。